

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年5月23日
【会社名】	株式会社カヤック
【英訳名】	KAYAC Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 柳澤 大輔
【本店の所在の場所】	神奈川県鎌倉市御成町11番8号
【電話番号】	0467 - 61 - 3399
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部長 柴田 史郎
【最寄りの連絡場所】	神奈川県鎌倉市御成町11番8号
【電話番号】	0467 - 61 - 3399
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部長 柴田 史郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	(株式) その他の者に対する割当 499,931,100円 (第7回新株予約権) その他の者に対する割当 4,060,000円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 652,960,000円 (第8回新株予約権) その他の者に対する割当 1,620,000円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 1,031,220,000円 (注) 新株予約権の発行価額の総額及び新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出日現在の見込額であります。また、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	539,300株	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。

(注) 1. 新規発行株式(以下「本新株式」といいます。)の発行は、2022年5月23日付の当社取締役会決議によるものであります。

- 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	539,300株	499,931,100	249,965,550
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	539,300株	499,931,100	249,965,550

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

- 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は249,965,550円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期間
927	249,965,550	100株	2022年6月13日から 2022年6月15日	-	2022年6月13日から 2022年6月15日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

- 本新株式の割当予定先である株式会社カインズ(以下「カインズ」という。)の状況については、別記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。
- 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
- 当社とカインズは、2022年5月23日付で、資本業務提携契約書(以下「資本業務提携契約」という。)の締結を予定しております。本第三者割当増資の引受けに係る合意は、資本業務提携契約の定めに基づき、本有価証券届出書の効力発生を条件として成立させる予定です。
- 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期間中に後記(4)払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものいたします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社カヤック 本社	神奈川県鎌倉市御成町11番8号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 鎌倉支店	神奈川県鎌倉市小町一丁目5番4号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	7,000個(新株予約権1個につき普通株式100株)
発行価額の総額	4,060,000円 (本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、発行価格に7,000を乗じた金額とする。)
発行価格	第7回新株予約権1個当たり580円(第7回新株予約権の目的である株式1株当たり5.80円)とするが、2022年5月27日から2022年5月31日までのいずれかの日(以下「条件決定日」という。)において、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」記載の方法で算定された結果が580円を上回る場合には、かかる算定結果に基づき上記の金額を上回る金額として、当社取締役会が決定する金額とする。
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2022年6月13日から2022年6月15日までのいずれかの日とする。ただし、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社カヤック 本社 神奈川県鎌倉市御成町11番8号
払込期日	2022年6月13日から2022年6月15日までのいずれかの日とする。ただし、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
割当日	2022年6月13日から2022年6月15日までのいずれかの日とする。ただし、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
払込取扱場所	株式会社三菱UFJ銀行 鎌倉支店 神奈川県鎌倉市小町一丁目5番4号

- (注) 1. 株式会社カヤック第7回新株予約権(以下「第7回新株予約権」といい、株式会社カヤック第8回新株予約権(以下「第8回新株予約権」という。)と文脈に応じて個別に又は総称して「本新株予約権」という。)は、2022年5月23日(月)(以下「発行決議日」という。)付の当社取締役会において発行を決議しております。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権に係る買取契約(以下「本新株予約権買取契約」という。)を締結し、払込期日に払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
割当予定先である大和証券株式会社(以下「大和証券」といい、カインズと個別に又は総称して「割当予定先」という。)の状況については、別記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。
4. 本新株予約権の振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<ol style="list-style-type: none"> 1 第7回新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式700,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)が修正されても変化しない(ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、割当株式数は調整されることがある。)。なお、行使価額が修正された場合、第7回新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。 2 本新株予約権の行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、修正日(別記「(注)7.本新株予約権の行使請求の効力発生時期」に定義する。以下同じ。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。 3 行使価額の修正頻度：行使の際に別記「(注)7.本新株予約権の行使請求の効力発生時期」記載の行使請求の効力が発生する都度、修正される。 4 行使価額の下限：本新株予約権の下限行使価額は、条件決定基準株価(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。以下同じ。)の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「下限行使価額」という。)とし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整される。 5 割当株式数の上限：第7回新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式700,000株(2021年12月31日現在の発行済株式総数15,247,100株に対する割合は4.6%)、割当株式数は100株で確定している。 6 第7回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(下限行使価額にて第7回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：458,360,000円(ただし、この金額は、本欄第4項に従って決定される下限行使価額につき、2022年5月20日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値である927円の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額を基準として計算した金額であり、実際の金額は条件決定日に確定する。また、第7回新株予約権は行使されない可能性がある。) 7 本新株予約権には、当社取締役会の決議等により本新株予約権の全部を取得することができる条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照。)
新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<ol style="list-style-type: none"> 1 第7回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式700,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は、100株とする。)。ただし、本欄第2項によって割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2 (1) 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額(同欄第1項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項記載の調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> (2) 前号の調整は調整後割当株式数を適用する日において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

	<p>(3) 調整後割当株式数を適用する日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(4)号記載の調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に通知する。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額</p> <p>(1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>(2) 第7回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初、2022年5月20日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値、又は条件決定日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)のいずれか高い額(以下「条件決定基準株価」という。)に相当する金額とする。ただし、行使価額は、本欄第2項又は第3項に従い、修正又は調整される。</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>(1) 行使価額は、修正日に、修正後行使価額に修正される。</p> <p>(2) 修正後行使価額の算出において、算定基準日に本欄第3項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。</p> <p>(3) 本項第(1)号及び第(2)号による算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。ただし、下限行使価額は、本欄第3項の規定を準用して調整される。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式の発行済株式総数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の保有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。</p>

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額を適用する日については、次に定めるところによる。
- 行使価額調整式で使用する時価(本項第(3)号 に定義する。本項第(4)号 の場合を除き、以下「時価」という。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)
- 調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。))の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。
- 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合
調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。))、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。))ただし、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。))の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)
- 調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。))の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- 上記に関わらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- 上記に関わらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))に関して当該調整前に本号 又は による行使価額の調整が行われている場合には、()上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第(3)号 に定義する。))が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の交付普通株式数とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 に定める調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(本において「取得価額等」という。)の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更(本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。)が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が当該下方修正等が行われる日(以下「取得価額等修正日」という。)における時価を下回る価額になる場合

- () 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。
- () 当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記()による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 における対価とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本号 における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 に関わらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

時価は、調整後行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

完全希薄化後普通株式数は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする(当該行使価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされることとなる当社普通株式数を含む。)

	<p>本項第(2)号乃至に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。</p> <p>(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項第(2)号及び第(4)号に関わらず、本項第(2)号及び第(4)号に基づく調整後行使価額を適用する日が、本欄第2項に基づく行使価額を修正する日と一致する場合には、本項第(2)号及び第(4)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合においても、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。</p> <p>(6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(5)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>652,960,000円(本有価証券届出書提出日現在における見込額である。)</p> <p>上記金額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記発行価額の総額は増加又は減少する。また、第7回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第7回新株予約権を消却した場合には、上記発行価額の総額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に当該行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を当該行使請求に係る交付株式数で除した額とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金の額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>割当日の翌銀行営業日から2025年6月16日(ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)まで。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 本新株予約権の行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3 本新株予約権の払込金額の払込及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 鎌倉支店</p>

	<p>4 新株予約権の行使請求及び払込の方法</p> <p>(1) 本新株予約権を行使する場合には、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)又は社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第2条第4項に定める口座管理機関(以下「口座管理機関」という。)に対し行使請求に要する手続きを行い、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権の行使期間中に機構により本欄第1項に定める本新株予約権の行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)に行使請求の通知が行われることにより行われる。</p> <p>(2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて本欄第3項に定める本新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。</p> <p>(3) 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。</p>
新株予約権の行使の条件	各第7回新株予約権の一部行使はできないものとする。なお、別記「(注)1. 本新株式及び本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由 (2)本新株予約権の商品性」に記載のとおり、当社は割当予定先との間において、第7回新株予約権の行使等について規定したファシリティ契約(以下「本ファシリティ契約」という。)を締結する予定である。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合には、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額にて、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。</p> <p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画(以下「組織再編行為」という。)が当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認された場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。</p> <p>3 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(銀行休業日である場合には、その翌銀行営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり払込金額にて、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。ただし、別記「(注)1. 本新株式及び本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由 (3)本新株予約権を選択した理由」に記載のとおり、本新株予約権買取契約において、割当予定先は、当社取締役会の事前の承認がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が定められる予定であります。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株式及び本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは「つくる人を増やす」という経営理念のもとに、受け止めた人の心に驚きや感動をもたらすような様々なインターネットサービスを提供するクリエイティブな企業であることを目的とし、事業活動を行っております。当社が展開する事業の中でも、「クリエイティブプロデュースサービス」、「ゲームエンタメサービス」、「eスポーツサービス」及び「ちいき資本主義サービス」という特徴の違う4つのサービスを主要サービスと位置づけ、相互にシナジーを図りながら事業を進めております。本資金調達は、以下記載のとおり新規的なエンターテインメント領域(ゲームエンタメサービス)、eスポーツ領域(eスポーツサービス)及び地方創生領域(ちいき資本主義サービス)の3領域(以下これら3領域を総称して「重点領域」といいます。)を対象としております。

新規的なエンターテインメント領域(メタバース(注1)など)(ゲームエンタメサービス)

当社グループは、ゲームや広告で培ったコンテンツ開発力、技術力を活かした次の重点投資分野として、3Dアニメやメタバースをはじめとする新規性の高いエンターテインメント領域に着目し、様々なコンテンツ制作に挑戦してまいりました。中でもメタバースについては、数年前から「傷物語VR」、「からかい上手の高木さんVR」、「SAO VR」、「ReoNaイベント」、「ラルクVR」など複数のコンテンツやサービスの開発を行っており、これらの先進的な経験により知見をためたメンバーが2022年2月に新たに「メタバース専門部隊」を設立しました。当該部隊の代表メンバーは、一般社団法人Metaverse Japanのアドバイザーの就任や、日経メタバースシンポジウムへの登壇など、各方面でのご注目をいただいております。現在メタバースには世界中から大きな関心が集まっており、世界市場規模も2020年の約5,000億ドルに対し、2024年には8,000億ドル近くまで成長する(出典：Bloomberg Intelligence, Newzoo, IDC, PwC, Two Circles, Statista)とされております。特に先行している海外では、VRデバイスの普及に伴い、1コンテンツの売上が10億円を超えるものが出始めるなど、メタバースやVR領域は目覚ましい成長を見せております。このように、テクノロジーの進化によりメタバースの環境は劇的に成長・変化するため、当社も今まで以上に当該成長・変化に柔軟かつ迅速に対応する必要があります。そのために、新たなノウハウや人材獲得を行う必要があります。M&Aや資本業務提携などを行うことで、より既存事業や市場の成長促進を加速し、企業価値の増加に努めてまいりたいと考えております。

(注1) コンピュータやコンピュータネットワークの中に構築された3次元の仮想空間、拡張現実やそのサービスをいいます。

eスポーツ領域(eスポーツサービス)(注2)

当社ではeスポーツ領域を重点分野の一つと捉え、これまで、大会プラットフォーム「Toname! (トナメル)」の企画・開発・運営や、eスポーツの総合商社である「ウェルブレイド・ライゼスト株式会社」をグループ会社として運営し、昨年もプロゲームトレーナーからゲームを学べるサービス「株式会社ゲームトレ」のM&Aを行うなど、eスポーツ領域への積極的な投資を行ってきました。

「Toname!」は大会プラットフォームとして国内圧倒的No.1を目指すとともに、海外での拡大も視野に入れた成長戦略を推進しております。特に、重要KPIである大会開催数は2021年では10,094件(前年比74%増)と伸長を続けております。また、収益獲得手段の多様化と大会コミュニティとしての価値を高めることで、収益基盤確立を狙うフェーズとなっております。当社グループ会社である「ウェルブレイド・ライゼスト株式会社」は大型のeスポーツ大会の運営受託案件数が順調に増加していることに加え、eスポーツ大会の企画・運営のみならず、eスポーツ関連のタレントマネジメントやクリエイターのサポート事業、コミュニティ向け施策、eスポーツ施設の設計・運営事業などを通じて、業界の更なる発展を目指しており、先日開示のとおり、国内eスポーツ業界初の株式上場へ向けた準備を進めております。

国内eスポーツ市場は2020年66.8億円ながら、成長期待の高い市場です(出典：2021年4月16日付ファミ通「2020年日本eスポーツ市場規模は66.8億円」)。また、テクノロジーの進化によりeスポーツ領域の環境は変化するところ、当該変化に柔軟かつ迅速に対応し、成長を持続させる強固な経営基盤を構築するためには、単独では獲得困難な経営資源やノウハウを得る必要があります。当社グループは、M&Aや資本業務提携、プラットフォームの強化や人材の獲得などを行うことで、より既存事業や市場の成長促進を加速し、企業価値の増加に努めてまいりたいと考えております。

(注2) 「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称をいいます。

地方創生領域(ちいき資本主義サービス)

当社は鎌倉に本社を置く地域企業です。鎌倉において約20年間、地域でのコミュニティ活動など地域企業としての様々な取り組みを試みてきました。その実践知や理念を当社代表の柳澤が著書「鎌倉資本主義」として一冊にまとめるとともに、環境資源の限界、少子高齢化による過疎、事業承継など、日本各地で顕在化する様々な地域の課題解決につながるサービスの企画・開発・運営を行う「ちいき資本主義サービス」を約2年前に組成しました。SDGs(注3)やESG(注4)などの追い風や社会的な期待感を背景に、当社グループの中長期的な成長分野と位置づけております。

現在は主に、人のつながりやコミュニティ、自然や文化などの地域の資本を指標化し、充実させていくことによって、より地域を豊かにし、持続可能な成長を達成できるという「地域資本主義」の理念のもと、地域資本の増大に資するプラットフォームサービスを展開しております。運営中の主なサービスとしては、地域と移住希望者を結ぶ移住プラットフォームの「SMOUT」や、地域のつながりづくりのためのコミュニティ通貨サービス「まちのコイン」などがあります。当社の地方創生への取り組みに対する認知の向上と長年の実践者としての信頼により、「SMOUT」導入地域は2021年12月末には723地域(前年比28%増)、「まちのコイン」の登録ユーザー数と導入地域数は2022年3月末にはそれぞれ28,514人(前年比152%増)と17地域(前年比70%増)のように増加傾向にあります。そして、この活動をより広げべく、地域に根差した事業展開を行っているカインズと資本業務提携契約を締結し、カインズが推進するくみまち構想とカヤックのちいき資本主義事業の連携させることで、より地域を豊かにすることを目的としております。具体的には、顧客に対するプロモーションなどコミュニケーション戦略の推進、両社による話題性を伴う商品又はサービスの共同開発、カインズのくらしメディアにおける継続的なコンテンツ開発、カヤックの提供するまちのコインを活用したDIY等のコミュニティの育成、カインズが推進するくみまち構想とカヤックのちいき資本主義事業の連携、両社の従業員の人的交流によって両社の創造的な社内文化を活性化させることを提携する業務の範囲としております。また、これらのプラットフォームサービスの提供を契機として、新たな観光資源の発掘や関係人口の創出を支援する地域プロモーションの受託も増加しており、クリエイティブやコンテンツ開発力を強みとする当社のこの分野の成長可能性を実感しています。「SMOUT」と「まちのコイン」の機能拡張や導入自治体数の拡大と、コミュニティ再生やSDGs、関係人口創出などの周辺分野のサービスの提供を充実させることで、より様々な地域の課題解決をし、その結果として企業価値の増加に努めてまいりたいと考えております。

(注3)「SDGs」とは、持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)の略称であり、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

(注4)「ESG」とは、環境(Environment)、社会(Society)、ガバナンス(Governance)の英文の頭文字を取った略称であり、これら環境、社会、そしてコーポレートガバナンスに配慮した活動の重要性を指摘する用語です。

当社グループの2022年3月末時点の手元資金残高は2,548百万円であり、4つの主要サービスの事業成長並びに新規サービスの開発及び投資を行うための十分な流動性を確保しておりますが、上記のとおり、重点領域での更なる成長を推進するに当たり、更なる資金を調達する必要があります。そこで、今回の資金調達は下記の目的をもって実施いたします。

重点領域への追加投資 M&Aに関わる費用の調達

なお、M&Aや資本業務提携の検討については、取り組みの実施時期、候補企業、個別投資金額は定まっておりますが、M&Aや資本業務提携の機会を逸しないために、あらかじめ必要と考えられる資金を確保していくことが重要であることから、当該資金を確保できる手段をできる限り早めに決定したいと考え、本資金調達を行うことを決定いたしました。

また、M&Aや資本業務提携の案件が具体的に決定された場合においては、適時適切に開示いたします。具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、別記「6 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」をご参照ください。

(2) 本新株予約権の商品性

本新株予約権の発行による資金調達(以下「本スキーム」という。)においては、割当予定先に対して第7回新株予約権7,000個及び第8回新株予約権6,000個を第三者割当により発行いたします。本スキームは、割当予定先からの本新株予約権の権利行使の都度、資金調達及び資本増強が行われる仕組みとなっております。

第7回新株予約権及び第8回新株予約権の行使価額はそれぞれ、当初、条件決定基準株価に相当する額及び1,716円ですが、修正日に、算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。)に修正されます。ただし、かかる修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額といたします。

割当予定先は、当社取締役会の事前の承認がない限り、本新株予約権買取契約に基づき割当てを受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。

割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものいたします。

なお、本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられています(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。

また、当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、本新株予約権買取契約を締結するとともに、下記概要の第7回新株予約権に係る本ファシリティ契約及び第8回新株予約権に係る本覚書(下記「5 新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 新株予約権の行使の条件」に定義する。)を締結する予定です。

(ア) 第7回新株予約権に係る本ファシリティ契約の概要

(本ファシリティ契約に基づく第7回新株予約権の行使の条件について)

割当日の翌銀行営業日から2025年5月16日までの期間(以下「ファシリティ期間」という。)においては、当社取締役会又は取締役会の包括委任決議により取締役会から委任を受けた代表取締役CEOが必要と認めない限り、割当予定先は第7回新株予約権の行使ができません。なお、ファシリティ期間経過後、行使期間満了までは割当予定先は当社の許可なく権利行使が可能となっております。

割当予定先は、ファシリティ期間において当社取締役会又は取締役会の包括委任決議により取締役会から委任を受けた代表取締役CEOが定める割当予定先が第7回新株予約権を行使することができる期間(以下「行使可能期間」という。)中に限り、行使可能期間中に割当予定先が行使することのできる第7回新株予約権の個数(以下「行使可能個数」という。)を上限として、第7回新株予約権を行使することができます。当社は、行使可能期間及び行使可能個数を定めた場合、行使可能期間開始日の前取引日(東京証券取引所の取引日をいう。以下同じ。)までに、行使可能期間開始日、行使可能期間終了日及び行使可能個数を指定し、割当予定先に通知いたします(以下「行使可能通知」という。)

1回の行使可能通知に定める行使可能個数は、100個(その時点で残存する第7回新株予約権の個数が100個未満の場合は、当該残存個数)を下回ってはならず、また、いずれの行使可能通知についても、行使可能期間終了日は、行使可能期間開始日から起算して5取引日目(起算日を含む。)以降の取引日とします。

当社は、ファシリティ期間中、何度でも行使可能通知を行うことができます。また、行使可能期間内においても、新たな行使可能通知を行うことにより、当該通知が行われた日の翌取引日から起算して2取引日目(起算日を含む。)以降の日を新たな行使可能期間の開始日として、行使可能期間及び行使可能個数を変更することができます。

割当予定先は、当社が指定した行使可能期間及び行使可能個数の範囲内で自由裁量により複数回に分割して権利行使を行うことが可能です。なお、割当予定先は、当社が行使可能通知を行った場合においても、第7回新株予約権を行使する義務を負うものではありません。

当社は、行使可能期間中、行使可能通知を失効させたい日の2取引日前までに通知を行うことにより、行使可能通知を撤回することができます(かかる通知を、以下「撤回通知」という。)

当社は、行使可能通知又は撤回通知を行った際にはその旨をプレスリリースにて開示いたします。

(本ファシリティ契約に基づく取得請求について)

- () 割当日の翌銀行営業日より1年後の応当日(同日を含む。)以降のいずれかの取引日に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が第7回新株予約権の下限行使価額を下回った場合において、当該取引日以降の取引日、又は() 割当日の翌銀行営業日より2年11か月後の応当日(同日を含む。)以降2025年5月26日(同日を含み、かつ、同日必着とする。)までの期間内の取引日のいずれかにおいて、割当予定先は、当社に対し、第7回新株予約権の取得を請求する旨の通知(以下「取得請求通知」という。)を行うことができます。割当予定先が取得請求通知を行った場合には、当社は、取得請求通知を受領した日から3週間以内に第7回新株予約権の発行要項に従い、第7回新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより残存する第7回新株予約権の全部を取得しなければなりません。

(イ) 第8回新株予約権に係る本覚書の概要

(本覚書に基づく第8回新株予約権の行使の条件について)

本覚書に基づく第8回新株予約権の行使停止について

当社は、当社取締役会又は取締役会の包括委任決議により取締役会から委任を受けた代表取締役CEOの決定により、割当予定先に対し、いつでも第8回新株予約権の行使を停止する旨の通知(以下「行使停止通知」という。)を行うことができます。

行使停止通知において、当社は割当予定先に第8回新株予約権について権利行使を停止する期間(以下「行使停止期間」という。)を指定します。当社が行使停止通知を行った場合には、割当予定先は、行使停止期間において第8回新株予約権を行使することができません。

なお、いずれの行使停止期間の開始日も、割当日の翌銀行営業日以降の日とし、いずれの行使停止期間の終了日も、2025年5月16日以前の日とします。

また、当社が当社取締役会又は取締役会の包括委任決議により取締役会から委任を受けた代表取締役CEOの決定により、行使停止通知を行った場合、当社は当該決定の日その旨開示するものとします。

本覚書に基づく第8回新株予約権の行使条件について

第8回新株予約権の行使は、行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が当初行使価額である1,716円以上であることを条件(以下「本行使条件」という。)とし、本行使条件が満たされない場合には第8回新株予約権は行使することができません。

なお、当該終値が1,716円未満である場合における行使の可能性を一定程度確保する目的で、当社は当社取締役会又は取締役会の包括委任決議により取締役会から委任を受けた代表取締役CEOの決定により、いつでも本行使条件を将来に向かって取消することができます。本行使条件の適用に当たり、行使価額の調整事由が準用されます。

また、当社が当社取締役会又は取締役会の包括委任決議により取締役会から委任を受けた代表取締役CEOの決定により、本行使条件を将来に向かって取消した場合、当社は当該決定の日にその旨開示するものとします。

(本覚書に基づく取得請求について)

() 割当日の翌銀行営業日より1年後の応当日(同日を含む。)以降のいずれかの取引日に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が第8回新株予約権の下限行使価額を下回った場合において、当該取引日以降の取引日、又は() 割当日の翌銀行営業日より2年11か月後の応当日(同日を含む。)以降2025年5月26日(同日を含み、かつ、同日必着とする。)までの期間内の取引日のいずれかにおいて、割当予定先は、当社に対し、第8回新株予約権の取得を請求する旨の通知(以下「取得請求通知」という。)を行うことができます。

割当予定先が取得請求通知を行った場合には、当社は、取得請求通知を受領した日から3週間以内に第8回新株予約権の発行要項に従い、第8回新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより残存する第8回新株予約権の全部を取得しなければなりません。

(3) 本新株予約権を選択した理由

当社は、本「(注)1. 本新株式及び本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由 (1)資金調達の主な目的」に記載した内容を実行するために、資本金調達手法のみならず、負債性調達手法を含めた様々な手法について検討を行いました。当社としては、当社の判断によって希薄化をコントロールしつつ資金調達や自己資本増強が行えること、及び資金調達の機動性や蓋然性が確保された手法であることを重視いたしました。

結果、本「(注)1. 本新株式及び本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由 (2)本新株予約権の商品性」に記載した本新株予約権並びに割当予定先と締結する予定の本新株予約権買取契約、本ファシリティ契約及び本覚書の内容を考慮して、本スキームが当社にとって最良の資金調達方法であると判断いたしました。

(本新株予約権に係る条件決定を一定期間経過後に行う理由)

本新株予約権のように、新株予約権を第三者割当の方法により発行し、その行使に伴って資金を調達する手法においては、通常、発行の決議と同時に全ての条件を決定します。

しかし、当社は、本新株予約権の発行決議日と同日である本日、「資本業務提携に関するお知らせ並びに第三者割当による新株式の発行及び第三者割当による行使価額修正条項付第7回及び第8回新株予約権の発行に関するお知らせ」を公表(以下「当該公表」という。)しており、これにより、本日以降の当社の株価に影響が出る可能性があります。仮に当該公表により株価の上昇が生じる場合には、当該株価の上昇を反映せずに本新株予約権の発行条件を決定することで、既存株主の利益を害するおそれがあります。そこで、当該公表による株価への影響が織り込まれたタイミングで本新株予約権の発行条件を決定すべく、一定期間経過後を条件決定日として設定しております。本新株予約権の払込金額は、発行決議時点の本新株予約権の価値と条件決定日時点の本新株予約権の価値のいずれか高い方を基準として決定されるため、本新株予約権の払込金額について、当社にとって不利益となる変更はございません。

当該公表による株価への影響が株価に反映されるまでには一定の取引日を要すると考えられることを考慮し、また、株価への影響が株価に反映される過程で条件決定せざるを得ない事態は適切でないことから、発行決議日から3取引日乃至5取引日を空けた日を条件決定日として定め、当該条件決定日までの間の株価の値動きを反映した株価等の数値を用いて条件決定日において再び本新株予約権の価値算定を行い、当該再算定の結果を踏まえて、本新株予約権の発行価額等の条件を最終的に決定しようとするものであります。

なお、当該公表に関する詳細につきましては、本日付で別途公表しております「資本業務提携に関するお知らせ並びに第三者割当による新株式の発行及び第三者割当による行使価額修正条項付第7回及び第8回新株予約権の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

(本スキームの特徴)

希薄化への配慮

第7回新株予約権については、割当予定先と当社との間で締結する予定の本ファシリティ契約により、割当予定先はファシリティ期間においては、当社の通知なく権利行使が行えない仕組みとなっております。

第8回新株予約権については、割当予定先と当社との間で締結する予定の本覚書により、当社は行使停止期間を定めることができ、また、第8回新株予約権の行使は、行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が当初行使価額である1,716円以上であることを条件(以下「本行使条件」という。)としております。

最大希薄化が固定されていること

本新株予約権の目的である普通株式数は1,300,000株(第7回新株予約権及び第8回新株予約権の合計)で一定であり、最大増加株式数は固定されております。なお、上記1,300,000株は、2021年12月31日現在における発行済株式総数15,247,100株に対して8.5%(小数点第2位を四捨五入。)、2021年12月31日現在における総議決権数152,421個に対して8.5%(小数点第2位を四捨五入。)の最大希薄化率となります。

株価上昇によるメリットが享受できること

本新株予約権の行使価額の上限は設定されていないため、当社株式の株価上昇時には本新株予約権の行使による調達額が増大するメリットを享受できます。

流動性の向上

割当予定先において、本新株予約権の権利行使により発行される当社株式が市場にて売却されることにより流動性の向上が期待できます。

資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、当社は本新株予約権の払込金額(発行価額)と同額の金銭を対価として、いつでも本新株予約権の全部を取得できます。これにより、将来、本新株予約権による資金調達の必要がなくなった場合や当社が別の資金調達方法が望ましいと判断した場合には、当社の裁量により資金調達方法の切替えを行うことができ、今後の資本政策の柔軟性が確保されております。

本行使条件による行使価額のコントロールの可能性

第8回新株予約権については割当予定先が本新株予約権の発行要項に従い口座管理機関に対し行使請求に要する手続きを行った日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、当初行使価額である1,716円以上であることを条件とするという本行使条件が付されております。なお、当社は、当社取締役会又は取締役会の包括委任決議により取締役会から委任を受けた代表取締役CEOの決定により、いつでも本行使条件を当該決議の翌日から将来に向かって取消すことができるため、当該終値が1,716円未満である場合における第8回新株予約権の行使による資金調達の可能性にも配慮されており、行使価額を一定程度コントロールすることができます。なお、本行使条件を取消す場合には適時適切に開示いたします。

譲渡制限

割当予定先は、当社取締役会の事前の承認を得ることなく、本新株予約権買取契約に基づき当社以外の第三者に本新株予約権を譲渡することはできません。

また、本スキームには下記のデメリットが存在しますが、上記のとおり、当社にとって当該デメリットを上回る優位性が評価できるものと考えております。

(本スキームのデメリット)

本新株予約権の発行時点では想定金額全額の資金調達・資本増強とはならず、権利行使の進捗によって当該目的が実現できることとなります。割当予定先は権利行使を行う義務は負っておらず、市場環境等を考慮しながら権利行使を行うスキームとなっており、権利行使が完了するまでには一定の期間を要することが想定されます。また、割当予定先が取得請求通知を行った場合には、当社は残存する本新株予約権の全部を取得するため権利行使が行われないこととなります。

当社株式の株価が下落した場合には、調達額が予定額を下回る可能性があります。特に、第8回新株予約権においては、当初行使価額は1,716円と発行決議日直前取引日の当社普通株式の終値の185%に相当する金額に設定されているため、行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が1,716円を下回る場合、当社取締役会又は取締役会の包括委任決議により取締役会から委任を受けた代表取締役CEOの決定により、本行使条件を取消さない限り権利行使が行われないこととなります。

第7回新株予約権については、ファシリティ期間においては、当社取締役会又は取締役会の包括委任決議により取締役会から委任を受けた代表取締役CEOが必要と認めない限り、割当予定先は権利行使ができないため、ファシリティ期間を設定しない新株予約権と比較して、権利行使が完了するまでには、より期間を要することが想定されます。

割当予定先が権利行使請求により取得した株式を売却した場合には、株価下落の要因となりえます。

第三者割当形態となるため、資金調達を行うために不特定多数の新規投資家を幅広く勧誘することはできません。

発行後即時に大規模な希薄化が生じることはありませんが、本新株予約権の行使がされた場合には、1株当たり利益の希薄化が進みます。また、最大希薄化が固定されていますが、本新株予約権全てが行使されるとは限らないため、行使完了まで最終的な希薄化率を確定させることができません。

本新株予約権を選択するに当たり、下記のとおり、他の資金調達方法と比較検討を行った結果、本スキームが現時点において当社にとって最良の選択であると判断いたしました。

(他の資金調達方法との比較)

公募増資との比較

公募増資による新株式発行は、即時の資金調達が可能であるものの、希薄化についても即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、資金調達ニーズの発生を受けてから、公募増資による資金調達の準備を開始した場合には、公募増資は一般的に1か月から2か月程度の準備期間を要するため、資金調達ニーズの発生から実際に資金調達が行われるまで、相当程度の期間が必要となります。

第三者割当型転換社債型新株予約権付社債との比較

株価に連動して転換価額が修正される第三者割当型転換社債型新株予約権付社債は、一般的には転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられますが、本スキームでは、本新株予約権の目的である株式の総数が一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されております。

ライツ・オフリングとの比較

いわゆるライツ・オフリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングと新株予約権の権利行使は全て株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフリングがあります。コミットメント型ライツ・オフリングは、国内における事例が少なく事前準備に相応の時間を要することや引受手数料等の発行コストの増大が予想されます。また、ノンコミットメント型ライツ・オフリングでは、既存株主による権利行使の見込みが不透明であることが、資金調達の蓋然性確保の観点から不適當であると判断いたしました。

その他の商品性の第三者割当型新株予約権との比較

第三者割当型新株予約権は、様々な商品設計が考えられます。例えば、権利行使価額が固定された新株予約権では、株価が権利行使価額を上回らない限り、権利行使が進捗せず資金調達目的が達成できないことが懸念されます。加えて、株価上昇時には当社はその株価上昇メリットを享受できません。

借入・社債との比較

借入や社債による資金調達では、利払い負担や返済負担が生じるとともに、当社の財務健全性の低下が見込まれます。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項なし
3. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容
当社は、割当予定先との間で、本新株予約権買取契約において、別記「(注)1. 本新株式及び本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由 (2) 本新株予約権の商品性」及び別記「第3 第三者割当の場合の特記事項 2 株券等の譲渡制限」に記載の内容以外に、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込期日における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」という。)を割当予定先に行わせません。また、割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使に当たっては、あらかじめ、当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行うことを合意します。割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとし、

当社は、割当予定先との間で、本新株予約権買取契約の締結日以降、払込期日から起算して180日目の日に終了する期間中、本新株予約権が存する限り、割当予定先の事前の書面による承諾なくして、当社の普通株式若しくはその他の株式、又は普通株式若しくはその他の株式に転換若しくは交換可能であるか若しくはこれらを受領する権利を有する一切の有価証券の発行、募集、販売、販売の委託、買取オプションの付与等を以下の場合を除き行わない旨を合意します。

発行済普通株式の全株式について、株式分割を行う場合。

ストックオプションプランに基づき、当社の普通株式を買い取る、取得する若しくは引き受ける権利を付与する場合又は当該権利の行使若しくは当社の普通株式に転換される若しくは転換できる証券の転換により普通株式を発行若しくは処分する場合。

当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、使用人又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬制度に係る譲渡制限付株式を発行又は処分する場合。

本新株予約権を発行する場合及び本新株予約権の行使により普通株式を発行又は処分する場合。

本新株予約権と同時に本新株予約権以外の新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により普通株式を発行又は処分する場合。

合併、株式交換、株式移転、会社分割等の組織再編行為に基づき、又は事業提携の目的で、当社の発行済株式総数の5%を上限として普通株式を発行又は処分する場合。

4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

本新株予約権の発行に伴い、本新株予約権の割当予定先は、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

該当事項はありません。

6. その他投資者の保護を図るため必要な事項

割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社の取締役会の事前の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(2)号記載の口座に入金された日(「修正日」という。)に発生します。

8. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

9. 読み替えその他の措置

当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じます。

10. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等

本新株予約権は、その全部について社債等振替法第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができません。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従います。

11. その他

上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役CEOに一任します。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	6,000個(新株予約権1個につき普通株式100株)
発行価額の総額	1,620,000円 (本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、発行価格に6,000を乗じた金額とする。)
発行価格	第8回新株予約権1個当たり270円(第8回新株予約権の目的である株式1株当たり2.70円)とするが、2022年5月27日から2022年5月31日までのいずれかの日(以下「条件決定日」という。)において、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」記載の方法で算定された結果が270円を上回る場合には、かかる算定結果に基づき上記の金額を上回る金額として、当社取締役会が決定する金額とする。
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2022年6月13日から2022年6月15日までのいずれかの日とする。ただし、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社カヤック 本社 神奈川県鎌倉市御成町11番8号
払込期日	2022年6月13日から2022年6月15日までのいずれかの日とする。ただし、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
割当日	2022年6月13日から2022年6月15日までのいずれかの日とする。ただし、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
払込取扱場所	株式会社三菱UFJ銀行 鎌倉支店 神奈川県鎌倉市小町一丁目5番4号

- (注) 1. 株式会社カヤック第8回新株予約権は、発行決議日付の当社取締役会において発行を決議しております。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権買取契約を締結し、払込期日に払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
割当予定先の状況については、別記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。
4. 本新株予約権の振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<p>1 第8回新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式600,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)が修正されても変化しない(ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、割当株式数は調整されることがある。)。なお、行使価額が修正された場合、第8回新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。</p> <p>2 本新株予約権の行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、修正日(別記「(注)7.本新株予約権の行使請求の効力発生時期」に定義する。以下同じ。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。</p> <p>3 行使価額の修正頻度：行使の際に別記「(注)7.本新株予約権の行使請求の効力発生時期」記載の行使請求の効力が発生する都度、修正される。</p> <p>4 行使価額の下限：本新株予約権の下限行使価額は、2022年5月20日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値、又は条件決定日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)のいずれか高い額の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「下限行使価額」という。)とし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整される。</p> <p>5 割当株式数の上限：第8回新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式600,000株(2021年12月31日現在の発行済株式総数15,247,100株に対する割合は3.9%)、割当株式数は100株で確定している。</p> <p>6 第8回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(下限行使価額にて第8回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：391,020,000円(ただし、この金額は、本欄第4項に従って決定される下限行使価額につき、2022年5月20日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値である927円の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額を基準として計算した金額であり、実際の金額は条件決定日に確定する。また、第8回新株予約権は行使されない可能性がある。)</p> <p>7 本新株予約権には、当社取締役会の決議等により本新株予約権の全部を取得することができる条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照。)</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1 第8回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式600,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は、100株とする。)。ただし、本欄第2項によって割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 (1) 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額(同欄第1項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項記載の調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> <p>(2) 前号の調整は調整後割当株式数を適用する日において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p>

	<p>(3) 調整後割当株式数を適用する日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(4)号記載の調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に通知する。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額</p> <p>(1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>(2) 第8回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初1,716円とする。ただし、行使価額は、本欄第2項又は第3項に従い、修正又は調整される。</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>(1) 行使価額は、修正日に、修正後行使価額に修正される。</p> <p>(2) 修正後行使価額の算出において、算定基準日に本欄第3項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。</p> <p>(3) 本項第(1)号及び第(2)号による算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。ただし、下限行使価額は、本欄第3項の規定を準用して調整される。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式の発行済株式総数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の保有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。</p>

(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額を適用する日については、次に定めるところによる。

行使価額調整式で使用する時価(本項第(3)号 に定義する。本項第(4)号 の場合を除き、以下「時価」という。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。))の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合
調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。ただし、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。))の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。))の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記に関わらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記に関わらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))に関して当該調整前に本号 又は による行使価額の調整が行われている場合には、()上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第(3)号 に定義する。))が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の交付普通株式数とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 に定める調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(本において「取得価額等」という。)の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更(本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。)が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が当該下方修正等が行われる日(以下「取得価額等修正日」という。)における時価を下回る価額になる場合

- () 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。
- () 当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記()による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 における対価とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本号 における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 に関わらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

時価は、調整後行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

完全希薄化後普通株式数は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする(当該行使価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされることとなる当社普通株式数を含む。)

	<p>本項第(2)号乃至に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。</p> <p>(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項第(2)号及び第(4)号に関わらず、本項第(2)号及び第(4)号に基づく調整後行使価額を適用する日が、本欄第2項に基づく行使価額を修正する日と一致する場合には、本項第(2)号及び第(4)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合においても、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。</p> <p>(6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(5)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>1,031,220,000円(本有価証券届出書提出日現在における見込額である。)</p> <p>上記金額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記発行価額の総額は増加又は減少する。また、第8回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第8回新株予約権を消却した場合には、上記発行価額の総額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に当該行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を当該行使請求に係る交付株式数で除した額とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金の額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>割当日の翌銀行営業日から2025年6月16日(ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)まで。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 本新株予約権の行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3 本新株予約権の払込金額の払込及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 鎌倉支店</p>

	<p>4 新株予約権の行使請求及び払込の方法</p> <p>(1) 本新株予約権を行使する場合には、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)又は社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第2条第4項に定める口座管理機関(以下「口座管理機関」という。)に対し行使請求に要する手続きを行い、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権の行使期間中に機構により本欄第1項に定める本新株予約権の行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)に行行使請求の通知が行われることにより行われる。</p> <p>(2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて本欄第3項に定める本新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。</p> <p>(3) 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>各第8回新株予約権の一部行使はできないものとする。なお、第8回新株予約権の行使は、割当予定先が第8回新株予約権の発行要項に従い口座管理機関に対し行使請求に要する手続きを行った日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が当初行使価額である1,716円以上であることを条件(以下、本欄において「本行使条件」という。)とし、本行使条件が満たされない場合には第8回新株予約権は行使することができない。ただし、当社は、当社取締役会又は取締役会の包括委任決議により取締役会から委任を受けた代表取締役CEOの決定により、いつでも本行使条件を当該決議の翌日から将来に向かって取消することができる。また、別記「4 新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注)1 . 本新株式及び本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由 (2) 本新株予約権の商品性」に記載のとおり、当社は割当予定先との間において、第8回新株予約権の行使及び行使条件等について規定した覚書(以下「本覚書」という。)を締結する予定である。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合には、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額にて、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。</p> <p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画(以下「組織再編行為」という。)が当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認された場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。</p> <p>3 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(銀行休業日である場合には、その翌銀行営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり払込金額にて、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>該当事項はありません。ただし、別記「4 新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注)1 . 本新株式及び本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由 (3) 本新株予約権を選択した理由」に記載のとおり、本新株予約権買取契約において、割当予定先は、当社取締役会の事前の承認がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が定められる予定であります。</p>
代用払込みに関する事項	<p>該当事項はありません。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>該当事項はありません。</p>

- (注) 1. 本新株式及び本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由
上記「4 新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1. 本新株式及び本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由」をご参照ください。
2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項なし
3. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容
上記「4 新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 3. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容」をご参照ください。
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
本新株予約権の発行に伴い、本新株予約権の割当予定先は、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項はありません。
6. その他投資者の保護を図るため必要な事項
割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社の取締役会の事前の承認を要するものとします。
7. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期
本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(2)号記載の口座に入金された日(「修正日」という。)に発生します。
8. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。
9. 読み替えその他の措置
当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じます。
10. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等
本新株予約権は、その全部について社債等振替法第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができません。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従います。
11. その他
上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役CEOに一任します。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

6 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,184,111,100	7,000,000	2,177,111,100

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の払込金額の総額499,931,100円に本新株予約権の発行価額の総額(第7回新株予約権及び第8回新株予約権の合計5,680,000円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(第7回新株予約権及び第8回新株予約権の合計1,678,500,000円)を合算した金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。
2. 払込金額の総額の算定に用いた本新株予約権の発行価額の総額は、発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値等の数値を前提として算定した見込額です。実際の発行価額の総額は、条件決定日に決定します。
3. 払込金額の総額の算定に用いた本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、第7回新株予約権については発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値、第8回新株予約権については1,716円をそれぞれ当初行使価額であると仮定し、全ての本新株予約権が当該当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。実際の当初行使価額は条件決定日に決定され、また、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
4. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、新株予約権評価費用及びその他事務費用(有価証券届出書作成費用及び変更登記費用等)の合計です。
5. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額2,177,111,100円について、具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。

(本新株式に係る手取金の使途)

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
重点領域への追加投資	499,931,100	2022年7月～2025年6月

1. 本新株式の発行により調達した資金につきましては、支出するまでの期間、銀行口座において安定的な資金管理をいたします。

当社は「4 新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1. 本新株式及び本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由 (1) 資金調達の主な目的」において記載したとおり、当社が展開する主要サービスのうち、重点領域について、迅速かつ柔軟に事業を拡大していく必要があると考えています。そして、重点領域に関し、当社の成長事業を国内に留まらず、海外にも今後も拡大していくためには、まずは当社の技術者の技術の向上を図る必要があります。そのためには、より効率的にプロダクト開発を行うことができるシステムの開発や、優秀な人材を安定的に獲得し続けるとともに、当社の人材を育成すること及びサービス拡販のための広告宣伝が必要になります。重点領域をより拡大すべく、今回調達した資金のうち499,931,100円を充当することを予定しております。具体的には、支出時期の早いものから順に充当する予定ですが、新規的なエンターテインメント領域、eスポーツ領域及び地方創生領域におけるプロダクト開発のためのシステム開発費として390,000,000円、人材獲得・育成のための投資として79,931,100円、サービス拡販のための広告宣伝費として30,000,000円を充当することを予定しております。

(本新株予約権に係る手取金の使途)

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
M&Aに関わる費用	1,677,180,000	2022年6月～2025年6月

1. 本新株予約権により調達した資金につきましては、支出するまでの期間、銀行口座において安定的な資金管理をいたします。
2. 資金使途の具体的な内容は、それぞれ以下のとおりとなります。なお、本新株予約権の行使の有無は割当予定先の判断に依存するため、現時点において調達を想定する金額は確定したのではなく、将来時点において実際に調達できる金額と異なる可能性があります。

重点領域を中心とした成長市場における競争優位性の維持・向上のためには、既存サービスの差別・機能強化が必要不可欠です。しかしながら、劇的な外部環境の変化に柔軟に対応し、成長を持続するより強固な事業基盤を迅速に構築するためには、単独では短期間に獲得が困難な経営資源やノウハウを補完し得る外部企業や団体とのパートナーシップ構築が肝要だと考えます。積極的なM&Aによる戦略的投資をこれまで以上に推進し、既存事業の更なる成長と新規事業開拓を加速させ、当社の強みであるクリエイティブやテクノロジーによる相乗効果を狙うことで、当社らしい企業価値の向上をこれまで以上に追求することが、今後の重要な成長戦略と考えています。

当面の買収戦略として、上記のeスポーツ領域・地方創生領域・新規的なエンターテインメント領域(メタバース等)をテーマに、様々な切り口で幅広い企業を検討対象としております。今後、これらのマーケットにて積極的なM&Aを、過去実施サイズよりも比較的大きな規模(本新株予約権にて調達予定の金額を目的に、重点領域において1社から2社)の買収を想定して進める予定ですが、投資機会を逃さず、より大きな成長機会を確実に捉えるために、事前に一定の資金を確保しておく必要があると考えます。すなわち、M&Aや資本業務提携の検討については、取り組みの実施時期、候補企業、個別投資金額は定まっておりませんが、M&Aや資本業務提携の機会を逸しないために、あらかじめ必要と考えられる資金を確保していくことが重要であることから、当該資金を確保できる手段をできる限り早めに決定したいと考え、本資金調達を行うことを決定いたしました。そのため、将来の買収及び戦略的投資のための資金として、今回調達する資金のうち、上記の戦略に基づいたM&Aに1,677,180,000円を充当する予定です。今後のM&Aについては、これらの計画が決定された場合等、進捗に伴い適切なタイミングで開示を行ってまいります。また、上記支出予定期間中に上記金額分のM&Aを実施しなかった場合、当該期間の経過後も引き続きM&Aに関わる費用に充当する予定です。さらに、実際に投資する金額が上記金額を超える場合には、当社の企業価値向上と株主の皆様利益に資するか否かを慎重に検討した上で、自己資金や銀行借入等その時点で適切と考える対応を検討及び実行する予定です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) カインズ

a. 割当予定先の概要

名称	株式会社カインズ
本店の所在地	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号
代表者の役職及び氏名	代表取締役会長 土屋 裕雅 代表取締役社長 CEO 高家 正行
資本金	3,260百万円(2022年2月28日現在)
事業の内容	ホームセンターチェーンの経営
主たる出資者及びその出資比率	非開示

(注) 主たる出資者及びその出資比率について資本業務提携契約に定める秘密保持義務の観点から、開示は差し控えています。

b. 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引等関係		該当事項はありません。

(注) 提出者と割当予定先との関係の欄は、2022年3月31日現在のものであります。なお、出資関係につきましては2021年12月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

(2) 大和証券

a. 割当予定先の概要

名称	大和証券株式会社
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第29期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) 2021年6月24日関東財務局長に提出 半期報告書 事業年度 第30期中 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日) 2021年12月9日関東財務局長に提出

b. 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	20,300株
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引等関係		当社の幹事証券会社

(注) 提出者と割当予定先との関係の欄は、2022年3月31日現在のものであります。

c. 割当予定先の選定理由

(1) カインズ

割当予定先にカインズを選定した理由として、資本業務提携を通してカインズとのパートナー関係強化を図り、カインズの推進するDX戦略に当社の強みである企画力や技術力を提供することで、当社及びカインズの共通のビジョン・事業目標の実現と両社の売上及び利益の増加につながるものと判断しました。

(2) 大和証券

当社は、別記「第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注)1. 本新株式及び本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由 (3) 本新株予約権を選択した理由」に記載のとおり、資本金調達手法のみならず、負債性調達手法を含めた様々な手法について検討を行ってきましたが、当社の判断によって希薄化をコントロールしつつ資金調達や自己資本増強を行い、資金調達の蓋然性を確保したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として、大和証券より本新株予約権の提案を受けたことから、同社を割当予定先として選定しました。

また、同社が、当社の幹事証券会社として当社と良好な関係を構築してきたこと、国内外に厚い投資家基盤を有しているため、当社普通株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している本新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、別記「第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注)1. 本新株式及び本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由 (3) 本新株予約権を選択した理由」に記載の本資金調達方法の特徴を備える商品に関する知識が豊富であること、今回の資金調達の実施に当たり十分な信用力を有すること等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員である大和証券による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

d. 割り当てようとする株式の数

割当予定先の氏名又は名称	割当株式数
カインズ	本新株式 539,300株
大和証券	第7回新株予約権 700,000株
	第8回新株予約権 600,000株

e. 株券等の保有方針

(1) カインズ

割当予定先であるカインズからは、当社株式の保有方針について、中長期的に継続して保有する意向である旨の報告を受けております。なお、当社はカインズから、カインズが払込期日から2年以内に本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を受領しております。また、資本業務提携契約において、資本業務提携契約締結日から3年を経過するまでの間にカインズが保有する当社株式等の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には当社の事前の承諾を得なければならない旨規定しています。

(2) 大和証券

割当予定先である大和証券は、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の事前の承認を要するものとします。一方で、大和証券は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式を長期保有する意思を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する予定です。

また、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項まで並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の定めに基づき、割当予定先と締結する本新株予約権買取契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等(同規則に定める意味を有します。)の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置(割当予定先が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めること)を含みます。)を講じる予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

(1) カインズ

当社は、割当予定先であるカインズにつき、2022年2月期の同社の決算書の写しにより、当社が本新株式の払込みに要する十分な預金(現預金76,229,599千円)を保有していることを確認しております。

(2) 大和証券

当社は、割当予定先である大和証券が2021年12月9日付で関東財務局長宛に提出した半期報告書(第30期中)の2021年9月30日現在の中間貸借対照表により、割当予定先が本新株予約権の発行価額の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する十分な現預金及びその他の流動資産(現預金1,520,370百万円、流動資産計13,461,193百万円)を保有していることを確認しております。

g. 割当予定先の実態

(1) カインズ

割当予定先であるカインズは、会社の沿革、役員等について会社概要のサイトにおいて公表しております。また、カインズは、公表している「ベシアグループ 行動憲章」の中で、反社会的勢力との関係を一切遮断する旨の宣言をしております。当社はその文面を入手し、当該文面の内容を確認しております。さらに、警察等関係機関、法律関係者等と連携を密にして情報収集を行う一方で、対外諸手続き面においても反社会的勢力との「関係遮断の徹底」の充実を図っていること等を、割当予定先との面談によるヒアリングにおいて確認しております。

これらにより、当社は、カインズは反社会的勢力等の特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。また、東京証券取引所に対して反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出をしております。さらに、当社は、株式会社中央情報センター(住所：大阪府大阪市天王寺区生玉前町1-26、代表取締役：安岡優子)から、カインズ、その役員及び主要株主について、反社会的勢力等との関与の事実が確認されなかった旨の調査報告書を2022年5月付で受領しており、その内容を確認しております。

(2) 大和証券

割当予定先は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。

大和証券の親会社である株式会社大和証券グループ本社は東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に上場しており、また、「反社会的勢力への対応の基本方針」を策定し、反社会的勢力との関係断絶に努めていることを公表しております。当社はその文面を入手し、当該文面の内容を確認しております。さらに、警察等関係機関、法律関係者等と連携を密にして情報収集を行う一方で、対外諸手続き面においても反社会的勢力との「関係遮断の徹底」の充実を図っていること等を、大和証券との面談によるヒアリングにおいて確認しております。また、同社は、上場企業が発行会社となる株式の公募の引受や新株予約権等の第三者割当による引受の実例を多数有しております。

これらにより、当社は、大和証券は反社会的勢力等の特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

当社及び割当予定先である大和証券は、本新株予約権買取契約において、大和証券は、当社の取締役会の事前の承認がない限り、割当てを受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨を合意しております。割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとし、ただし、大和証券は、当社の普通株式(本新株予約権の権利行使により取得したものを含む。)を第三者に譲渡することは妨げられません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株式

本新株式の払込金額につきましては、本第三者割当に係る取締役会決議日(以下、「本取締役会決議日」といいます。)の直前営業日(2022年5月20日)の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の終値に相当する927円といたしました。本取締役会決議日の直前営業日の終値を基準といたしましたのは、割当予定先との協議の結果、払込金額の算定時に最も近い時点の市場価格である本取締役会決議日の直前営業日の終値が、当社株式の現時点における公正な価値を算定するに際して、その基礎とすべき合理的な価格と判断したためであります。

なお、当該払込金額は、本新株式に係る取締役会決議日までの直近1か月間の直前取引日の東証終値の単純平均値である928円(円単位未満四捨五入。単純平均値の計算について以下同じです。)に対しては0.11%のディスカウント(小数点第3位四捨五入。ディスカウント率又はプレミアム率の計算について以下同じです。)、直近3か月間の東証終値の単純平均値である844円に対しては9.83%のプレミアム、直近6か月の東証終値の単純平均値である760円に対しては21.97%のプレミアムとなります。

また、当社監査等委員会から、本第三者割当増資の払込金額は、当社普通株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にし、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠して算定されていることから、割当予定先に特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行決議日同日に、「資本業務提携に関するお知らせ並びに第三者割当による新株式の発行及び第三者割当による行使価額修正条項付第7回及び第8回新株予約権の発行に関するお知らせ」を公表(以下「当該公表」という。)しております。当社は、かかる公表による株価への影響を織り込んだ上で本新株予約権の払込金額を決定すべく、発行決議日時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値をそれぞれ算定し、高い方の金額を基準として本新株予約権の払込金額を決定することを想定しております。

上記想定に基づき、当社は、発行決議日時点の本新株予約権の価値を算定するため、第7回新株予約権については本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約及び本ファシリティ契約、第8回新株予約権については本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約及び本覚書に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(代表者：野口真人、住所：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号)(以下「ブルータス社」という。)に依頼しました。ブルータス社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約、本ファシリティ契約及び本覚書に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社株式の流動性、株価(取締役会決議日の前取引日の株価)、配当率(0.42%)、権利行使期間(約3年間)、無リスク利率(-0.038%)、株価変動性(48.08%)、当初権利行使価格(第7回は927円、第8回は1,716円)、当社の資金調達需要、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提を置き評価を実施しております。

その結果、発行決議時点の本新株予約権1個当たりの評価額は、第7回新株予約権については580円、第8回新株予約権については270円と算定され、当社は、これを参考として、発行決議時点の本新株予約権1個当たりの払込金額を、上記評価額と同額となるよう、第7回新株予約権については金580円、第8回新株予約権については金270円と決定しました。当社は、当該算定機関が本新株予約権の公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的であると判断しております。さらに、既存株主の利益を害するおそれを回避するため、条件決定日時点において、上記方法と同様の方法を用いて改めて価値算定を行い、その算定結果が上記の金額(第7回新株予約権1個当たり580円及び第8回新株予約権1個当たり270円)を上回る場合には、かかる算定結果に基づき上記の金額を上回る金額として、当社取締役会が決定いたします。かかる払込金額の最終的な決定方法は合理性を有するものであり、これにより決定される本新株予約権の払込金額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査等委員会は取締役会において、発行決議日における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値の高い方の金額を基準として本新株予約権の払込金額その他の発行条件を決定するという方法は慎重かつ合理的な方法であり、かかる決定方法に基づき本新株予約権の払込金額を決定するという取締役の判断について、法令に違反する重大な事実認められず、かかる方法により決定される本新株予約権の払込金額は割当予定先に特に有利な金額ではなく、適法である旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達において、本新株式及び本新株予約権全てが行使された場合の交付株式数は最大1,839,300株(議決権数18,393個)であり、2021年12月31日現在の発行済株式総数15,247,100株及び2021年12月31日現在の総議決権数152,421個に対して、それぞれ最大12.1%(小数点第2位を四捨五入。)の希薄化が生じます。しかしながら、当該資金調達により、当社の更なる業容の拡大及び中長期的な収益力の向上を図るとともに、資金調達手法の多様化及び自己資本の充実を実現し、財務基盤を一層強固なものとする中で、既存株主を含めた株主全体の利益につながることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的な水準であると判断いたしました。

また、当社普通株式の過去6か月における1日当たり平均出来高は53,273株であり、第7回新株予約権については割当予定先との間で締結する予定の本ファシリティ契約により、当社は、市場環境や当社株価動向に応じて、行使可能期間を定め希薄化のタイミングを一定程度コントロールすることが可能であり、第8回新株予約権については割当予定先との間で締結する予定の本覚書により、当社は、市場環境や当社株価動向に応じて、行使停止期間を定め希薄化のタイミングをコントロールすることが可能であることから、本新株式及び本新株予約権の発行は市場に過度の影響を与える規模ではないと判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

本新株式の割当及び本新株予約権の行使により、大株主の状況が次のとおり変動する見込みであります。

氏名又は名称	住所	割当前の 所有株式数 (株)	割当前の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
柳澤 大輔	神奈川県鎌倉市	3,949,200	25.91	3,949,200	23.12
久場 智喜	神奈川県鎌倉市	3,420,000	22.44	3,420,000	20.02
貝畑 政徳	神奈川県鎌倉市	3,344,100	21.94	3,344,100	19.58
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	20,300	0.13	1,320,300	7.73
株式会社日本カスト ディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	655,400	4.30	655,400	3.84
株式会社カインズ	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号	-	-	539,300	3.16
山田 智則	東京都品川区	109,500	0.72	109,500	0.64
根本 雄介	東京都江東区	75,900	0.50	75,900	0.44
福山 司	神奈川県三浦郡葉山町	75,100	0.49	75,100	0.44
三菱UFJモルガン・ スタンレー証券株式会 社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	62,800	0.41	62,800	0.37
計		11,712,300	76.84	13,551,600	79.34

(注) 1. 「割当前の所有株式数」及び「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2021年12月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。なお、「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株式の発行に係る議決権の数及び本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しており、表示単位未満の端数は四捨五入して表示しております。

3. 割当予定先である大和証券の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が本新株予約権を全て行使した上で取得する当社普通株式を全て保有し、かつ、本件の他に新株式発行・自己株式取得を行わないと仮定した場合の数となります。ただし、別記「1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」に記載のとおり、割当予定先は割当を受けた本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針であり、当社普通株式を長期保有する意思を有しておりません。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第17期(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)2022年3月28日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第18期第1四半期(自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)2022年5月12日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2022年5月23日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2022年3月28日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2022年5月23日)までの間において、変更その他の事項はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2022年5月23日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社カヤック 本店

(神奈川県鎌倉市御成町11番8号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

該当事項はありません。